

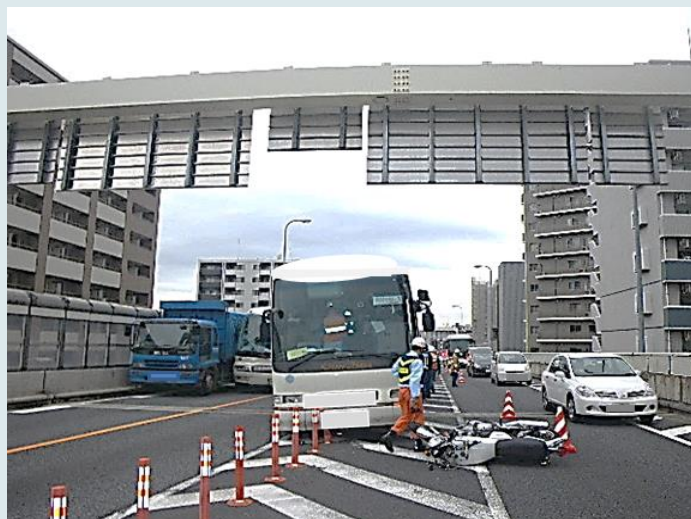
# 事業用自動車事故調査報告書 概要 ～貸切バスの追突事故(東京都板橋区)～

## 事故概要

平成26年11月8日8時40分頃、東京都板橋区の首都高速5号池袋線(上り)において、同一事業者の貸切バス3台(先頭から1号車、2号車、3号車)が乗客合計85名を乗せて連なって走行中、合計4台の車両が関係する多重追突事故が発生した。この事故により乗客合計57名が軽傷を負った。

事故は、第2通行帯を走行していたオートバイが第1通行帯を走行する1号車の直前に急に車線を変更してきたため、1号車が急ブレーキをかけたものの間に合わず、オートバイに衝突したことで発生した。

その後、2号車は前方を走行していた1号車に追突し、3号車は、2号車に追突した。さらに2号車は3号車の追突により押し出され、1号車に再び追突した。



## 原因

- 第2通行帯を走行していたオートバイが、進路変更禁止の規制がなされた場所であるにもかかわらず、第1通行帯側に急に車線変更してきたことにより、第1通行帯を走行していた1号車の運転者が急ブレーキをかけたものの間に合わず、衝突したものと考えられる。
- 事業者においては、運転者に対し、**梯団走行における車間距離の確保**について指導したものの、守られていなかったため、事故につながったものと考えられる。
- 1号車、2号車、3号車の乗客のほとんどが**シートベルトを装着していなかった**ことが、被害を拡大させたものと考えられる。



## 再発防止策

- 事業者は、**梯団走行**において起こり易い**車間距離不足**と前方車両が急ブレーキをかけることは**ない**という**間違った思い込み**により追突が発生し易いことを十分理解させる必要がある。
- 負傷者の多くがシートベルト未装着であったことから、シートベルト装着の啓発については、事業者は、**シートベルト装着による被害軽減**の事故防止効果を**車内の張り紙などの視覚的手段**を用いて装着を求め、運転者に対する教育実施と運転者からの**アナウンスによる聴覚的手段**を用いるなどして、乗客にシートベルト装着を求めていく必要がある。